# 旧軍港市転換法第六条第一項の財務局を定める政令 （昭和五十九年政令第二百二十六号）

旧軍港市転換法第六条第一項の政令で定める財務局は、関東財務局とする。

# 附　則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。